

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

令和7年4月1日現在

当事業所が提供する居宅介護支援の内容に関し、お客様にご説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 島田市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	静岡県島田市大津通2番の1
電話番号	0547-34-3232
代表者職氏名	会長 山城 厚生

事業所の名称	島田市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所しまだ
事業所の所在地	静岡県島田市大津通2番の1
介護保険事業所番号	2275400055
指定年月日	平成17年5月5日
交通の便	JR島田駅より北へ徒歩10分
通常事業の実施地域	島田市全域

2 事業所の職員概要

職 種	資 格	員 数
管 理 者	主任介護支援専門員	1人
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1人以上
	介護支援専門員	1人以上

3 サービスの提供時間

営 業 日 月曜日から金曜日まで

（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除きます。）

営 業 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供日 月曜日から金曜日まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日についてはご相談に応じます。）

サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分まで（早朝及び夜間についてはご相談に応じます。）

※緊急の場合は、電話等により24時間の連絡が可能です。（0547-34-3232 夜間は携帯電話へ転送）

4 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	お客様の要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定及びサービスの種類の変更等に係る申請について、お客様の意思を確認して、申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	当該地域における居宅サービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様の心身の状況、その置かれている環境、お客様及びその家族の希望等を考慮し、お客様の同意を得て居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理・サービス事業者との連絡調整・介護保険施設への紹介	居宅サービス計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整、また、お客様が介護保険施設への入院、又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援のご利用に当たって

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	居宅介護支援事業者は、通常事業の実施地域を勘案し、自ら適切な居宅介護支援の提供が困難であると認めたときは、利用者に他の居宅介護支援事業者を紹介します。
サービスの質の向上のための方策	事業所は、介護支援専門員の質的向上、又はサービス内容の資質向上のために研修を行い、公正中立の立場で居宅サービス計画を作成いたします。
プライバシーの遵守	居宅介護支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、遵守します。
事故発生時の対応	居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村、家族に連絡を行い必要な措置講じます。 居宅介護支援事業者は、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 居宅サービス計画の作成に関する説明について

- ①お客様又はお客様のご家族（代理人を含む）は、希望するサービスについて、介護支援専門員へ複数の介護サービス施設・事業所の提案、紹介を求めることができます。
- ②お客様又はお客様の家族（代理人を含む）は、介護支援専門員から提案、紹介を受けたサービス事業所について、選定した理由の説明を求めることができます。
- ③介護支援専門員へ、質問や疑問に思ったことを聞くことができます。
- ④介護支援専門員からの提案や紹介、これに関する質疑応答を通じて、自分の意思でサービス事業所を選択、決定することができます。
- ⑤前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び

地域密着型通所介護の記載された割合について、別途資料にて説明をします。

- ⑥前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の回数のうち、同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明します。

5 利用料金

(1) 利用料

原則として、お客様には利用料を請求しません。

ただし、お客様の被保険者証に支払方法の変更の記載（お客様が保険料を滞納しているためサービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき、お客様のケアプランの内容に応じ下記の金額をいただきます。

このような場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、後日、お客様の介護保険証を発行している窓口へ証明書を提出し、払い戻しを受けてください。

単位数表

居宅介護支援（ケアプラン作成費）	要介護１・２		１，０８６単位
	要介護３・４・５		１，４１１単位
以下の加算要件に該当する場合、上記ケアプラン作成費に加算されます。			
初回加算	３００単位	退院・退所加算（Ⅰ）イ	４５０単位
特定事業所加算Ⅱ	４２１単位	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６００単位
入院時情報連携加算Ⅰ	２５０単位	退院・退所加算（Ⅱ）イ	６００単位
入院時情報連携加算Ⅱ	２００単位	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７５０単位
ターミナルケアマネジメント加算	４００単位	退院・退所加算（Ⅲ）	９００単位
通院時情報連携加算	５０単位		
※島田市は地域区分が「７級地」であるため、所定単位数（要介護度ごとの単位数＋加算単位数）に 10.21 円を乗じて得た金額が料金となります。			
※ただし、ケアプラン作成費が下記のとおりとなる場合があります。			
当事業所の運営基準が介護保険法の条件を満たせなくなった場合、介護報酬上の告示に従い、減算を行います。			
※一定の要件を満たしサービスのご利用に至らなかった場合は、ケアプラン作成費を算定させていただきます。			

(2) 交通費

島田市内にお住まいの方 （通常の営業区域内）	無 料	
島田市外にお住まいの方 （通常の営業区域外）	公 共 交 通 機 関 利 用	交通費実費
	自 動 車 等 を 使 用 し た 場 合	1 Km 当たり50円

(3) お支払い方法

お客様が当事業所に料金をお支払いいただく場合については、月ごとの精算とさせていただきます。毎月15日頃に、前月分のご利用いただいたサービスの利用料金をご請求させていただきます。支払方法は、銀行振込、現金支払の中からご契約の際お選びください。

お支払方法	お支払期日	備 考
銀 行 振 込	ご 請 求 月 の 月 末	希望される場合は、事前にお知らせください。
現 金 支 払	ご 請 求 月 の 月 末	島田市社会福祉協議会事務局窓口までお支払いください。

6 サービスの終了について

(1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

お客様はいつでも契約を解除できますが、次の場合には、解約料をいただく場合があります。

ア) 介護サービス計画が作成段階途中でお客様の申し出により解約した場合	要 介 護 1 ・ 2	1, 0 8 6 単位
	要 介 護 3 ・ 4 ・ 5	1, 4 1 1 単位
	当事業所の運営基準が介護保険法の条件を満たせない場合	介護報酬上告示の金額
イ) 市町村への介護サービス計画届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません	
ウ) その他解約により当事業所に不足の損害を生じさせる場合	ア) に準じた解約料	

※この他、当事業所は、お客様がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるときは直ちにこの契約を解約することができることとします。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス提供1か月前までに文書でご通知させていただくとともに、他の居宅介護支援事業者等に関する情報をお客様に提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様の認定区分が要介護以外となった場合
- ・ お客様がお亡くなりになられたとき

7 苦情処理

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した介護サービス計画にもとづいて提供しているサービスについて、苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

なお、お客様は、当事業所へ苦情申し立てを行ったことにより、何ら差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口

担 当 島田市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所しまだ 鶴川忠章

電話番号 0547-34-3232

対応時間 午前8時30分～午後5時15分（月～金）

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

市 町 村 介 護 相 談 窓 口	担当窓口	島田市役所 長寿介護課
	電話番号	0547-34-3294
国民健康保険団体連合会	担当窓口	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
	電話番号	054-253-5590

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	水守規予
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業員への周知を徹底します。

- (5) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 ハラスメントの対策強化

- (1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を

背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

(2) ご利用者またはそのご家族等による本事業所の従業員への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業員ないし当事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約解除を行う場合があります。

①身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

②セクシャルハラスメントとは、意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせを言います。

12 その他

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

(事業所)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 島田市大津通2番の1

名称 島田市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所しまだ

説明者

(お客様)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

[お客様との続柄]

島田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所しまだ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人島田市社会福祉協議会が開設する島田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所しまだ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護者等が保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、主治医及び地域包括支援センターとの連携、その他の便宜の提供を行うものとする。
- 2 事業所は、市町村からの委託を受けた場合、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 島田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所しまだ
- (2) 所在地 島田市大津通2番の1
- (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員
- 3人以上
- 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、土曜日、

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日については応相談

(4) サービス提供時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、早朝及び夜間は応相談

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等

(3) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域以外の地域において片道1キロメートル当たり50円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供は、次の方法により行うものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであることなどの説明を行い、理解を得るものとする。

(3) 利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じるものとする。

(4) 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催又は担当者に対する紹介等により、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(5) 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意見を踏まえて、当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(6) 正当な理由もなく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、島田市の全域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を行う。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。